

奈良市街区基準点管理保全要項

(目的)

第1条 この要項は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、奈良市が管理する街区基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「街区基準点」とは、国土交通省が行う都市再生街区基本調査により設置され、奈良市が移管を受けた街区三角点及び街区多角点の基準点(これらの基準点が破損したこと等により、当該基準点の代替として設置されたものその他相当精度の基準点を含む。)であって、かつ永久標識を設置したものをいう。

2 この要項において「節点」とは、国土交通省が街区基準点を補完するために設置した測量標をいう。

3 この要項において「街区点補助点」とは、国土交通省が街区基準点をもとに行う街区点測量を補完するために設置した測量標をいう。

(管理保全)

第3条 街区基準点の管理保全の主管課は、建設部土木管理課とする。

2 何人も、滅失、毀損その他の行為により、街区基準点の効用を害してはならない。

3 市長は、街区基準点の設置状況を整理し、必要に応じて現地調査を行い、その保全に努めなければならない。

4 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、事前に街区基準点の調査を行い、工事施工により街区基準点の効用を害することのないよう保全のための措置を講じなければならない。

(街区基準点の使用手続)

第4条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ現地にて測量標の有無を確認のうえ、「街区基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長に申請し、「街区基準点使用承認書」(様式第2号)による使用承認を受けるものとする。また、使用後にはその有無にかかわらず「街区基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会は、「街区基準点使用に係る包括承認申請書」(様式第4号)により市長に申請し、「街区基準点使用包括承認書」(様式第5号)による使用承認を受けるものとする。また、使用後にはその有無にかかわらず「街区基準点使用報告書」(様式第6号)により土地家屋調査士ごとに月単位で使用結果を報告するものとする。

3 前2項の規定による使用承認を受けた者は、街区基準点を使用する際には、「街区基準点使用承認書」(包括承認に基づく場合には、土地家屋調査士会員証)を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

4 前3項の規定は、節点及び補助点を使用する者に準用する。

(工事施工の届出)

第5条 工事施工者は、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合には、あらかじめ「街区基準点付近での工事施工届出書」(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により街区基準点の一時撤去・移転の承認を申請する場合は、「街区基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車輛、重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車輛、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他街区基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真(街区基準点、街区基準点周辺及び全引照点を確認できるもの)
- (4) その他市長が必要と認める図書

4 工事施工者は、街区基準点付近での工事がしゅん工したときには、速やかに「街区基準点付近での工事しゅん工報告書」(様式第8号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) しゅん工写真(街区基準点、街区基準点周辺を確認できるもの)
- (2) 街区基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

6 市長は、第4項に基づく検査により、街区基準点の効用に支障をきたしたと判断した場合は、工事施工者に対し、「街区基準点復旧指示書」(様式第9号)により、その復旧を通知することができる。

(一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者は、街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「街区基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第10号)により市長に申請し、「街区基準点(一時撤去・移転)承認書」(様式第11号)による承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(街区基準点、街区基準点周辺を確認できるもの)
- (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
- (4) その他市長が必要と認める図書

- 3 街区基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、自己の都合により街区基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、「街区基準点(一時撤去・移転)請求書」(様式第12号)を市長に提出するものとする。
- 4 災害又は予想のつかない事象に伴う緊急の工事については、第1項の申請をすることを要しない。この場合において工事施工者は、緊急工事終了後速やかに「緊急工事報告書」(様式第13号)に次に掲げる図書を添付して、土木管理課長に提出するものとする。
 - (1) 住宅地図等(緊急の工事場所がわかるもの)
 - (2) 写真(緊急工事により支障をきたした街区基準点の現状がわかるもの)

(機能の回復)

- 第7条 工事施工者は、街区基準点の一時撤去、滅失、毀損、移転等により、その効用に支障をきたした場合(前条第4項に規定する緊急の工事による場合を含む。)又は土地所有者等による街区基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該街区基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。
- 2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は土木管理課長と協議のうえ変更することができる。
 - 3 工事施工者以外の者が故意又は過失により街区基準点を滅失又は毀損した場合には、前2項の規定を準用する。

(機能回復の施工者)

- 第8条 街区基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)及び測量成果の修正(以下「測量作業」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は土木管理課長(奈良市所管の工事については、工事発注課長)と協議し決定する。
- (1) 工事施工者による設置工事及び測量作業が困難な場合
 - (2) 土地所有者等による街区基準点の一時撤去及び移転の請求があった場合
- 2 測量作業に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき企画部企画政策課で行うものとするが、手続き上必要な測量成果品は、工事施工者が作成し、第三者機関が発行する「測量成果検定証明書」を添えて、土木管理課へ提出する。
 - 3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と土木管理課長(奈良市所管の工事については、工事発注課長)との協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

- 第9条 工事施工者は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に道路管理者と協議しなければならない。この場合において原則として測量標等は、既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、土木管理課が有償で支給する。
- 2 工事施工者は、設置工事を行うときには、その品質、出来形、工程及び工事実施状況を明

らかにする写真を撮影しなければならない。

- 3 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときには、速やかに「街区基準点設置工事しゅん工報告書」(様式第14号)に前項の写真及び前条第2項の測量成果品を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 街区基準点の設置工事に要する費用(既設の街区基準点のとりこわし費用を含む。)及び街区基準点の測量作業に要する費用は、原則として原因者の負担とする。ただし、次に掲げる場合は、土木管理課がその全部又は一部を負担することができる。

- (1)第8条第1項第2号の規定の協議により再設置を決定した場合
- (2)その他原因者に負担させることが適当でないと市長が認めた場合

(機能の廃止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該街区基準点を廃止する手続をとるものとする。

- (1)第7条第2項により変更することが不可能な場合
- (2)第8条第1項第1号により施工者が決定できなかった場合
- (3)第8条第1項第2号により再設置が困難と決定した場合

(その他)

第12条 この要項により難しい場合又はこの要項に定めのない事項については、その都度建設部長が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。